第二条の見出し中「もの」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改め、同条中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に、「もの」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改める。

第三条の見出し中「第五条第七号」を「第五条第八号」に改め、同条中「第五条第七号」を「第五条第八号」に改め、同条第一号中「家賃及び」を削り、同条第二号から第四号までを削り、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　竣工の年月

第三条第五号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　賃貸借の期間に係る家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金（以下「前払家賃」という。）の概算額及び算定の基礎並びに当該前払家賃について賃貸住宅の賃貸人が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の内容

第三条第六号中「この号において」及び「その旨及び」を削り、同号中ロからホまでを削り、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　高齢者専用賃貸住宅の位置

第三条第六号ロの次に次のように加え、同号を同条第五号とする。

ハ　高齢者専用賃貸住宅である部分に係る法第三十一条の認定の有無

ニ　高齢者専用賃貸住宅である部分に係る法第五十六条の認可の有無

第三条第五号の次に次の二号を加える。

六　賃貸住宅の全部又は一部が、サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅の位置

ロ　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅の戸数

ハ　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅において高齢者居宅生活支援サービスを提供する者の氏名又は名称、住所及び連絡先

ニ　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅において提供される高齢者居宅生活支援サービスの内容及び当該高齢者居宅生活支援サービスを提供する者がその対価として受領する金銭の概算額

ホ　高齢者居宅生活支援サービスであって、その提供に関する契約の締結を賃貸借契約の条件とするもの（以下「賃貸条件型サービス」という。）の対価として受領する金銭の全部又は一部を、賃貸条件型サービスを提供する者が前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金（以下「サービス対価前払金」という。）の概算額及び算定の基礎並びに当該サービス対価前払金について高齢者居宅生活支援サービスを提供する者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の内容

ヘ　高齢者居宅生活支援サービス（賃貸条件型サービスを除く。）の対価として受領する金銭の全部又は一部を高齢者居宅生活支援サービスを提供する者が前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金の概算額及び当該前払金について高齢者居宅生活支援サービスを提供する者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の有無及びその内容

ト　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅である部分に係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条の届出の有無

七　賃貸住宅の敷金その他入居の際に受領する金銭（第四号並びに前号ニ、ホ及びヘに掲げるものを除く。以下「一時金」という。）の概算額及び算定の基礎並びに当該金銭について賃貸人又は賃貸条件型サービスを提供する者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の内容（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。第三条の四第一号において同じ。）については、概算額及び当該敷金について賃貸人が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の有無及びその内容）

第三条の次に次の三条を加える。

（法第六条第一項第一号の国土交通省令で定める規模）

第三条の二　法第六条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、各戸が床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。）二十五平方メートル（居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合（以下「共同利用の場合」という。）にあっては、十八平方メートル）以上とする。ただし、高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、その規模とすることができる。

（法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める基準）

第三条の三　法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（以下「台所等」という。）を備えたものであることとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合（以下「同等以上の居住環境が確保される場合」という。）にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該高齢者居住安定確保計画で定める基準とすることができる。

（法第六条第一項第三号の国土交通省令で定める基準）

第三条の四　法第六条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　前払家賃、サービス対価前払金又は一時金（敷金を除く。）（以下「前払家賃等」という。）を受領する場合にあっては、当該前払家賃等の算定の基礎が書面で明示されるものであり、かつ、当該前払家賃等について賃貸人又は賃貸条件型サービスを提供する者が返還債務を負うこととなる場合に備えて銀行の前払家賃等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が定める措置が講じられること。

二　賃貸条件型サービスを提供する契約を締結する場合にあっては、賃貸住宅に係る賃貸借契約とは別に、提供される高齢者居宅生活支援サービスの内容及びその対価として受領する金銭の概算額が書面で明示された契約を締結すること。

第十一条第一項中「認定」を「規定による認定」に、「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項第三号中「方位、」の下に「賃貸住宅の」を加え、同項第四号中「住宅等」を「住宅その他の建物」に改め、同条第三項中「認定」を「法第三十条第一項の規定による認定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十条第三項各号に掲げる事項を記載する供給計画の認定を申請しようとするときは、第一項の申請書に、前項各号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添付してしなければならない。

一　高齢者居宅生活支援施設の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位、高齢者居宅生活支援施設の敷地の境界線及び敷地内における高齢者居宅生活支援施設の位置を表示した配置図

三　縮尺、方位、高齢者居宅生活支援施設の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四　認定を申請しようとする者が当該認定に係る高齢者居宅生活支援施設の整備（既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを除く。）をしようとする場合にあっては、当該高齢者居宅生活支援施設の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

五　認定を申請しようとする者が当該認定に係る高齢者居宅生活支援施設を有する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該申請しようとする者が当該高齢者居宅生活支援施設を有する者であることを証する書類